

厚生環境委員会会議録

I 日 時 令和6年11月25日(月)

午後1時30分開会

午後3時21分閉会

II 場 所 第1委員会室

III 出席委員

委員 長	澤 崎 豊
副委員 長	大 井 陽 司
委 員	光 澤 智 樹
〃	種 部 恭 子
〃	井 加 田 ま り
〃	奥 野 詠 子
〃	山 本 徹
〃	五 十 嵐 務

IV 出席説明者

生活環境文化部

生活環境文化部長 竹内 延和

理事(生活環境文化部次長・文化振興室長)

杉田 聡

理事(生活環境文化部次長)

林 里香

生活環境文化部参事 中島 浩薫

参事(県民生活課長・県民生活課課長

(水雪土地対策担当)) 佐度 清

参事(文化振興室文化政策課長)

奥田 誠司

参事(環境政策課長) 九澤 和英

スポーツ振興課長 新保 暢

国際課長 本郷 優子

自然保護課長 上田 英久
環境保全課長 吉森 信和
県民生活課課長（くらし安全担当）
山田 実功
スポーツ振興課課長（富山マラソン推進担当）
堺 広光
スポーツ振興課課長（スポーツ環境等充実担当）
野中 順史

厚生部

厚生部長 有賀 玲子
こども家庭支援監（こども家庭室長）
松井 邦弘
理事（厚生部次長） 川西 直司
厚生部次長（健康対策室長）
守田 万寿夫
参事（医務課長） 小倉 憲一
参事（厚生企画課長） 鷲本 洋一
参事（こどもの心のケア推進担当）
牧本 優美
参事（疾病・難病担当）
加納 紅代
参事（くすり振興課長）
石田 美樹
高齢福祉課長 勝山 誠司郎
高齢福祉課課長（地域包括ケア推進担当）
若林 勇人
こども家庭室こども政策課長
池田 佳美
こども家庭室子育て支援課長
伊東 一彦

こども家庭室こども未来課長

橋本 桂芳

こども家庭室課長（児童相談所等機能強化推進担当）

稲垣 岳彦

障害福祉課長 河尻 茂明

医務課課長（医療政策担当）

駒城 真人

健康対策室健康課長 石崎 智雄

生活衛生課長 藤本 昭彦

V 会議に付した事件

- 1 閉会中継続審査事件について
- 2 陳情の審査
- 3 その他

VI 議事の経過概要

1 閉会中継続審査事件について

(1) 説明事項

竹内生活環境文化部長

・11月定例会付議予定案件について

有賀厚生部長

・11月定例会付議予定案件について

(2) 質疑・応答

澤崎委員長 11月定例会付議予定案件の内容については、定例会の付託委員会で十分審査をお願いすることになります。今ほどの説明において計数等に特に御不審の点がありましたら御発言願います。——ないようでありますので、以上で11月定例会付議予定案件の説明を終わります。

(3) 報告事項

竹内生活環境文化部長

- ・令和6年度サンドボックス予算の執行状況について

有賀厚生部長

- ・令和6年度サンドボックス予算の執行状況について

資料配布のみ

スポーツ振興課

- ・「富山マラソン2024」の開催結果について

(4) 質疑・応答

光澤委員

- ・住宅の応急修理制度について

種部委員

- ・パートナーシップ宣誓制度について
- ・母子家庭の自立支援について

井加田委員

- ・介護人材の処遇改善及び人材確保等について

奥野委員

- ・「こどもの権利に関する条例」素案について

大井委員

- ・富山マラソン2024について
- ・鳥獣被害防止対策について
- ・若年層のメンタルヘルス支援体制と普及について

澤崎委員長 報告事項に関する質疑及び所管行政一般についての質問に入ります。

質疑・質問はありませんか。

光澤委員 お疲れさまでございます。光澤です。

まず、昨日富山県の原子力防災訓練がありましたけれども、生活環境文化部和厚生部の皆様方にもご尽力いただきました。氷見の現場では石崎健康課長にもお会いすることができまして、おかげさまで大変有意義な訓練になったと

思っております。関係の皆様方に、一氷見市民としても改めて感謝を申し上げますとともに、引き続き原子力防災対処能力の向上に向ける取組の推進についてお願いを申し上げます。以下、質問に入ります。

原子力防災の質問については別の機会にさせていただきますので、本日は能登半島地震からの復旧について質問させていただきます。

1月1日に発生しました能登半島地震から間もなく1年になります。県内における罹災証明書の交付済み件数は11月18日現在で2万2,187件に上り、多くの住宅が被害を受け、まだまだ復旧の道半ばであると認識しております。

地震により被害を受けた住宅に対する支援の1つに、住宅の応急修理制度があります。応急修理の完了期限が令和6年12月31日となっていたものの、復旧が進む中で被災者や業者の方から、応急修理完了期限の延長を求める声がありました。業者の方からは、震災直後の問合せが殺到した時期に断った依頼が多く、現在も未申請の方が一定程度いるのではないかと、もともとぎりぎりの状態で作業をしているところ、これからの時期は天候の影響も受ける可能性があるため、間に合うかどうか懸念がある、そういった声を頂き、私自身も関係の皆様と共に氷見市や県に相談をしていたところです。

その中で、県が主体となって、氷見市も含めた被害の大きかった自治体に聞き取りを行っていただき、内閣府との協議の結果、応急修理完了期限が令和7年10月31日まで延長となったと伺っております。今月13日には、制度が適用される市町村に対し、県から完了期限の延長通知があったところと承知をしておりますが、その経緯と考え方について、現時点での申請件数及び今後の申請見込み数と併せて、鷲本参事・厚生企画課長に伺います。

鷺本厚生企画課長 住宅の応急修理制度は罹災証明書の被害認定が準半壊以上の世帯が対象であり、その完了期限については、国の災害対策本部が設置された場合は原則として災害発生の日から6か月以内となっているところ、被災状況を考慮し、今回の震災では災害発生の日から12か月以内、すなわち令和6年12月31日までとされていたところであります。

11月18日時点で、罹災証明書の交付済み件数は県全体で準半壊以上のものと2,530件、応急修理制度の申請件数は県全体で1,077件、内訳は半壊以上のものが304件、準半壊が773件となっております。

応急修理の進捗状況につきましては、市町村へのヒアリング等を通じまして、今ほど委員からもお話のあったとおり、現在受付している修理も期限内に完了しないおそれがあることや、住民からの制度利用に関する問合せが一定数あるということなどを把握したことから、県としても内閣府に対し完了期限の延長を協議、要望していたものでございます。

これに対して内閣府からは、過去の応急修理制度の活用状況、これは過去の災害を広く見てということだと思えますが、おおむね半壊以上の46%、それから準半壊の42%で活用されているという状況であるのに対して、本県の申請割合は半壊以上では28%、準半壊で53%となっております。

過去の半壊以上46%と、現在の県の申請割合28%から機械的に推計をしますと、例えば半壊以上では今後約200件ほどの追加申請が見込まれるのではないかと。これに加えて、積雪などの天候の状況も考慮し、来年の降雪前の令和7年10月末日までの完了期限でどうかといった案が内閣府から示されまして、県としてもそれで市町村に延長の通知を行ったという経緯でございます。

光澤委員 今ほど伺いましたように、まだまだ申請の見込みもあるということでした。実際に、延長してくれてよかったという声を業者の方や住民の方からも伺っているところでございます。また、現時点での申請件数や今後の見込み数について確認したところですが、一部申請が伸び悩んでいると私も思っております。

例えば、被災者の方の中には、現在も公費解体をするのか、修理をして住み続けるのか、決めておられない方もいらっしゃると思います。あと、原因は様々あるわけでございますけれども、例えば、期限を含めて制度をそもそも認識、理解されていない方、あとは、依頼を断られてそのままになってしまっている方、そして、解体した後、住居の確保ができない方、そして、看護や介護の関係でまだ悩んでおられる方、そういった方もいらっしゃいます。

実際、私も昨日、氷見市内を回っていた中で、まさに半壊以上の方、その方は3世代のうちのおじいちゃん、おばあちゃんですけれども、家の隣に建てた息子夫婦の家は大丈夫だったけれども、自分たちの家が半壊以上になったと。壊したら、息子夫婦のところに入るわけにもいかないですし、そこに住み続けるわけにもいかないと。業者には頼んでいるんですかという質問をしたところ、見積りが間に合わないから待ってくれと言われたまま、何もしていないというお話も、実際に昨日も伺ったところでございます。

応急修理完了期限を延ばされたということで大変ありがたいわけでございますけれども、期限内の応急修理の完了に向けて、今後県としてどのように取り組んでいくのか、**鷺本厚生部参事・厚生企画課長**に伺います。

鷺本厚生企画課長 被災家屋の公費による解体・撤去を申請される方など、応急修理制度を利用されない方は一定数見込まれるものの、今ほど委員から御指摘のあったとおり、

まだ申請をされていない方というのも今後相当数見込まれるところであります。それから、内閣府との協議の際にも、過去の災害等と比較すると、特に半壊以上の方々の申請が伸び悩んでおり、改めて制度利用の周知を行うよう御指摘がございました。

これまで各市町村においては、発災後速やかに修理受付窓口を設置しまして、広報やホームページ等を通じて制度の周知に努めているところでありますが、今回、応急修理完了期限が延長されたことを契機として、県としても改めて市町村に制度利用の周知を働きかけるとともに、県庁内の関係所属とも連携しまして、事業者など関係機関へ周知を図るなど、被災者の方々に御活用いただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、各市町村に対して、被災者からの相談対応や進捗状況等についてもよくお聞きしながら、引き続き必要な相談に対応してまいりたいと思います。

光澤委員 氷見市でも公式LINEですぐに配信されまして、それを見た方は知っておられるんですけども、その後、さらにどこに行けばいいのかとか、どうやって使えばいいのかという、そういったところまで被災者に寄り添った支援をしていただきたいなと思っております。

またやっぱり、先ほど何個か例えで言いましたけれども、伸び悩んでいる原因は様々あるわけでございますので、必要に応じて部局横断で被災者に寄り添った支援をしていただきたいと思っております。

石川だと、例えば業者の方が応援に入るときに県からいろんな支援があったりして、応援に入りやすいといったこともあります。今からまだ200件ほどの追加も見込まれるということで、場合によっては業者の方が仕事をしやすいような環境づくりにも留意をして、引き続き進めていただ

きたいと思っております。

いずれにしましても、市町村や業者と連携をして、応急修理、今度こそは期限内に終わるように取り組んでいただきたいということをお願い申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

種部委員 御苦労さまでございます。私から、大きく2つ質問させていただきたいと思います。

まず、パートナーシップ宣誓制度につきまして2つ伺います。本制度を開始してからもうすぐ2年になるところです。富山県の制度、私は大変優れた制度だと思っております。一番人権に配慮しているというか、同性か異性かという性的指向を問わない形にしたことで宣誓しやすくすると。その制度を使った人が同性だというアウトティングにつながらないという意味で優れていると思います。そして、子供を持っている方が、子供も家族として認めてもらえるという、一番幅広い制度にしたところがとてもよかったと思っています。

今現在、本制度を利用することができるところについて、医療機関を中心にいろいろ働きかけをしていただきまして、確認してみましたら、昨年に比べると公的医療機関も1つ増えました。それから、同意とか契約が必要になるものだと、例えば住居ですけれども、不動産業等たくさん入っていました。それから、制度を使おうとしたときにいろいろ目詰まりがあったと聞いていたのは、借金をするときに、ペアローンを組むときとか、保証人になれるのかというところで、まだ使えない金融機関があったということでしたが、それも少しずつ増えているということを聞いています。

広がっていることは大変ありがたいことでして、こうやって受け入れる企業を増やしていくことで理解できる県民を増やしていくことが、アウトティングを避けたり、人権侵

害を避けたりするために、本来の目的を達するために必要だと思っています。

ただ、やはり不動産業者はもっとたくさんあるはずですし、それから、医療機関も手術のときに同意を取ったりするのは、これは何も公的医療機関だけではありません。もう少し幅広くいろんな医療機関とかを巻き込む必要があるのではないかと思っています。そのように取り組まないと、例えば、性的マイノリティーの当事者は病院に行ったときに心理的な安全性が働かない。この病院がそういう取組をしていると分かれば、受診するときに安心して行けるんですけども、そういう意味ではもう少し広がりには欠けるかなと思っています。

今後、協力事業所を募る案内、県のリーフレットを見させていただきましたけれども、この周知についてどう取り組んでいくのか。本制度が今どのぐらいの方に利用されているのかを併せて佐度課長に伺います。

佐度県民生活課長 本県のパートナーシップ宣誓制度ですが、制度を導入したのが令和5年3月でございまして、その3月1か月で12件宣誓いただいております。令和5年度1年間で39件、令和6年度に入ってからこれまで15件ということで、合計で66件に増えてきているところでございます。

この制度を活用して利用できるサービスでございましてけれども、今ほど委員おっしゃっておられましたとおり、公営住宅の入居申込みや医療機関での面会、病状説明などのほか、民間のサービスにおきましても、県から働きかけもしておりますが、住宅ローンにおいて配偶者にパートナーを含めること、生命保険の受取人にパートナーを指定すること、携帯電話料金の家族割引等の適用、それから、不動産関係では物件のあっせんや賃貸住宅への入居について家

族として取り扱うということについて、事業者の同意を得て県のホームページにも掲載しております。

また、パートナーシップ宣誓された方に対しても、こういったサービスを利用できることはその宣誓の場でお示ししておるところでございます。

利用できるサービスの拡大に向けまして、これまでも県内経済団体を通じて事業者に対して性の多様性について啓発するとともに、利用できるサービスの拡充をお願いしてきたところです。本年度は事業者にとっても性の多様性を尊重することはメリットがあるということなどを記載いたしました制度啓発用のリーフレットを新たに作成いたしまして、県経営者協会などの経済団体の協力もいただき、会員事業者に配布等を行ったところでございます。

御指摘のとおり、さらに当事者の利便性の向上や多様性を受容する風土形成を図るためには、幅広く協力を働きかけていく必要があると考えております。今年度作成したリーフレットを今後県内の医療機関等にも配布することも検討したいと考えておりまして、周知広報に努めまして、それぞれの事業活動にも生かしていただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

種部委員 経済団体等ということでしたが、幅広く、もう少し広げて周知をしないと、何か情報はホームページにあるんですけれども、そこになかなかたどり着けないかなという階層でありました。少し広げていただきたいなと思います。

今ほど、全体で66件ということだったんですが、国全体を見ますと、今年6月の時点のデータしか手に入りませんでしたけれども、日本人の人口のカバー率として、このパートナーシップ宣誓制度を導入しているところが459自治体で、人口カバー率85%ということで、多くの市町村が取

り組んでいるということでした。

この11月から、自治体間連携ネットワークに富山県が参加されたと報道でもありました。富山県の制度は非常に幅が広い制度なんですけれども、他県はそうではないところがあると思います。同性のみとしているところには、富山県から転出しても、そこでは異性のパートナーシップ宣誓制度を使っている方は使えなくなるということになります。だから、移住をとどまってくれという思いもちょっとあるんですけれども、そうではなくて、転出される方がそこで使えないということがあるならば、それを調べなくちゃいけないわけですが、この自治体連携ネットワークの情報を見させていただきますと、細かい連絡先とか担当部局が書いてあるので、そこに問い合わせ、使えるかどうかは本人で調べてくださいというやり方だと思うんですね。大変たくさんあるので、全部調べて移住するというのはちょっと考えにくいですが、御自身で問合せというところにはなかなかやはり心理的な不安もあって問い合わせにくいものではないかなと思います。

そこで、富山県はファミリーシップ制度というやり方ですが、他県とどこが違うのか、ここは同性のみとか、あるいは子供は入れるのかどうかとか、これ、もう少し分かりやすくリストにするという形で見えるようにしないと、なかなか利用できない。逆に、この見える化をすることが、ああ、富山県一生懸命やっているよねと、富山県の制度いいねということの見える化につながるということで、いいことではないかなと思うんですが、連携自治体の制度の違いの見える化にお取り組みいただけないかということについて御見解を伺いたいと思います。佐度課長お願いいたします。

佐度県民生活課長 パートナーシップ制度自治体間連携ネッ

トワークでございますけれども、これはパートナーシップ宣誓書受領書の交付を受けられた方が、住所の移動に伴いまして改めて手続を行うといった負担を軽減するということを目的としたネットワーク組織でありまして、富山県は今年11月1日に参加したところでございます。幹事長は大阪府が努めておりまして、現在19府県、150の市町の自治体で構成されております。

その各府県のパートナーシップ宣誓制度の内容は様々でございますけれども、本県の制度、同性異性を問わず、婚姻制度の対象とならない様々な生き方やパートナー関係を尊重するという考え方に立ちまして、宣誓できる方を性的少数者に限らず、事実婚カップルも含めていること、また、生計が同一の未成年の子供も受領書に記載できるということとしておりまして、対象者を幅広く設定しておるところに特徴があると考えております。

現在、このネットワークが作成いたしました各連携自治体のホームページアドレス等が記載された一覧を富山県のホームページに掲載しておるところでございます。

御提案の連携自治体の制度の違いを見える化することについては、各自治体の制度を分かりやすく比較して示すという方法が考えられるわけですがけれども、ネットワークといたしましては、各自治体の制度創設の経緯ですとか考え方はかなり違いがあって、単純な比較がちょっと難しいということから、各自治体のホームページ、転出転入される際にホームページを確認していただくという方法が取られており、現状はそうなっておるところでございます。

本県としては、利用者の利便性の向上という観点からも、今ちょっと見にくいというところもあるかと思っておりますので、連携自治体のコンセンサスを得つつも、そのリストの在り方、改善ができないか、同ネットワークに働きかけてまい

りたいと考えております。

種部委員 幹事が大阪府なので、大阪府に横から言うことはできないかなと、ちょっと分かりました。分かるんですけども、やはりちょっと見にくいなと思うので、せめて富山県と同じ制度、ファミリーシップ制度であって、制約がないよというところだけでもリストアップしていくということとか、富山県の制度が優れているんだということを見えるような形になればと思うので、もう少し一歩踏み込んでいただけるとありがたいです。よろしくお願いします。

次に母子家庭の自立支援について伺いたいと思います。

ひとり親の相対的貧困率、やっぱり日本は非常に高い国でありまして、子供の貧困の背景にはひとり親の課題があるということには分かっています。国でも、ひとり親家庭、母子家庭において養育費の取決めが行われていないということに対して、できるだけたくさん養育費の取決めをしていただくこと、それから、取決めをしてあるのであれば、受領率を上げるということ、これは国としても方向性を示して、少なくとも取決めをしている場合は70%以上を目指すということ、打ち出しているかと思っています。

本県でも調査をしていただきまして、ひとり親家庭等実態調査では、母子家庭において子供の養育費の取決めをしているのが67.4%ですから、比較的高いほうだと思います。そして、実際養育費を受け取っているのが48%と聞いていますので、これも国で打ち出している方針よりは上回っているということ、いいということになるかと思われま。しかし、実際には確実に履行を確保できている人たちばかりではなく、そのことで進学をちゅうちょしたという親子の話をよく聞いています。

今後、改正民法で離婚後に共同親権が選択可能になりました。その法改正と併せて、これも2年以内に施行される

と思うんですけれども、養育費の徴収についても厳しく規定を設けたと思います。例えば、家裁に収入の情報開示を命令させたりとか、あるいは先取特権ですね、差押え、それから、養育費の取決めがなくても法定養育費をととか、かなり前向きな、踏み込んだ規定が設けられました。とてもいいことだと思うんですけれども、実際これがちゃんと履行できるのかというところのほうは私は問題ではないかなとずっと思ってきました。

昨年もこれ、一般質問でもお伺いしました。他県では、公正証書の作成支援とかの費用負担をしているけれども、本県では、法律相談等はやっているけれども、証書作成に係る弁護士費用などは出していないと昨年の時点で答弁されていきました。予特でも本年2月に伺っているんですけれども、弁護士による養育費の取決めの支援を検討するというのを言ってくださっています。その後だと思うんですが、今年度、こども家庭庁が履行確保に向けて無料の法律相談だけではなくて、養育費支払いを求める調停とか裁判に対する弁護士への成功者報酬を補助するという事業をやっていたかなと思います。国としても、履行の確保をすることが子供の貧困に対して改革・改善するための一助になるということで取り組んでいます。

本県としても、昨年そのような検討をするという答弁だったんですけれども、今後さらに法定養育費とか、強制的に先取特権を持たせるとか、そのような形を打ち出すに当たって、現場でそれを担うための費用もやはりかかると思います。この改正民法の施行を見据えて、県として今後どう取り組んでいくのか、橋本こども未来課長に伺います。

橋本こども未来課長 養育費の確保におきましては、取決めや履行確保が適切になされるよう、離婚する前からの意識づけが重要であることから、県では離婚を検討する方など

を対象に、今年度新たに開催する離婚前後の親支援講座の中で、養育費や面会交流についての弁護士による講義や、ひとり親支援制度についての情報提供を行うこととしております。

また、父母間での話し合いが難しく、養育費の確保ができていない場合もあることから、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて弁護士による養育費取得のための取決めや支払いの履行、強制執行に関する法律相談を実施しております。現在、令和7年度からの富山県ひとり親家庭等自立促進計画の策定のための検討委員会を開催しており、今後、検討委員会などでの意見や改正民法の施行に向けた国の動きを踏まえ、養育費の取決めや履行確保の支援の充実についてさらに検討してまいりたいと考えております。

種部委員 これから計画ということなのだと思うんですけども、要は調停とか弁護士さんの費用がかかるところがなかなか負担できないというところで、相談はできても、自分の力だけではいけないような、かなり葛藤のある親子もいると思うんですね。今現在は弁護士費用に対しての補填というのはないのでしょうか。例えば他県では公正証書作成などの実務に対して、あるいは養育費を確保できたときの成功報酬を負担したり、最初の弁護士費用を負担するという県がありますけれども、富山県としてはまだやっていないということではなかったですか。

橋本こども未来課長 はい、現在はやっておりません。他県では、委員おっしゃるような養育費に関する公正証書の作成支援、あるいは養育費に係る保証契約における保証料の支援などを行っているところもあると聞いております。他県の支援の状況の調査も行った上で、必要なものを計画に盛り込んでいきたいと考えております。

種部委員 これから計画ということですので、その現場にい

らっしゃる方の御意見を聞いて、必要であれば、使える形にさせていただきたいなと思っています。

次に、自立支援の中でまたもう1つ大きなハードルになるのが面会交流です。これもよく養育費と取引のように使われてしまうことがあるということで、安全確保が大変難しい事業だと聞いています。調停または離婚裁判のときにDV、虐待というのを証明するのは大変難しく、たしか証拠がないと、裁判所はなかなか証明できないということで、実際事実としてあったかどうかという証明が難しい限り面会交流は認めるしかないということで、面会交流をする取決めがなされてしまうことがあります。

しかし、その後で、やはり実態として過去にDVとか虐待があったということで、面会交流を始めた直後に殺されてしまう事例がありました。こうした大きな反省があったので、DV・虐待については厳しく判断する、第三者が判断するというをやったりしているわけですがけれども、いまだにやはり虐待による頭部外傷などでは、これも医師も裁判に巻き込まれる可能性があるのも、皆さんちょっと後ろ向きになっていて、なかなか診断書も書かないという状態になっていきますので、認められない可能性があると思います。

そうすると、DV・虐待があっても面会交流という形になったときには、その面会交流をする時点で安全性を判断することは非常に重要な作業だと思います。これも過去に質問させていただいたときには、県でもFPICとかですかね、要は事前に面会交流の取決めをした後、リスクをちゃんと把握して、事前協議の後で、これは大丈夫と思った親子については支援をするという形で、事前協議ありの面会交流支援をするということを聞いています。現状も含めて教えていただければと思うんですけれども、そのような

状況と聞いています。

この事前リスク把握というのは大変難しいことだと思いますし、読み切れないところもありますし、生命の安全にも関わる部分であります。例えば、当事者が高葛藤だとか、支配の傾向が強いとか、精神的にとっても安定していない状態とか、そういった今の時点では合わせられない場合は、その時その時の対応も必要です。例えば監視つきでだったら面会交流してもよいというような非同居親だった場合でも、その監視がついていることで怒り出したり、いろいろ事例があると聞いています。なので、これは大変難しいスキームだと思います。

今後、実際にやるとなると子供を危険にさらすことのないような安全確保が必要で、簡単にできる事業ではないなと思っています。これにはしっかりと取り組むようにしないと、改正民法が施行されるときに、準備ができていないということになるかと思っています。今後の面会交流への支援について、あるいは現状と今後の取組について、橋本課長に伺います。

橋本こども未来課長 面会交流支援では、面会交流を安全かつ円滑に実施するために、暴力行為、子供の連れ去りなどのおそれがない、父母間で面会交流の取決めが行われ、かつ、双方が支援を受けることに合意しているなど一定の要件を設けております。さらに、支援に当たりまして父母双方からの申請を必須とし、父と母それぞれ事前相談を行い、面会交流に係る支援の内容、方法、頻度等について当事者間の合意の下、面会交流支援計画書を作成した上で支援を実施することとしており、安全面にはかなり配慮しているところでございます。

これまで、支援制度の利用につきましては、相談はあるものの暴力のおそれがないとは言えない、取決めがなされ

ていない、いずれかが支援を希望していないという理由などから、利用には至っておりません。相談を受ける中で、取決め前や実施そのものに不安がある場合には、母子家庭等就業・自立支援センターの弁護士による法律相談を御利用いただき、双方が話し合えないなど取決めができない場合には、家庭裁判所の面会交流調停などを紹介しております。

民法等の改正において、安全安心な面会交流の実現に向けた見直しが盛り込まれたところであり、国の面会交流支援に係る動向やひとり親家庭等自立促進計画検討委員会での御意見を踏まえ、面会交流の支援の方法の見直しについて検討してまいりたいと考えております。

種部委員 使われていないというのは、条件が合致しないとか、その時点ではじいているからということだということを理解しました。それはとてもよいことで、子供を危険な目に遭わせてはいけないと思っています。今後改正民法が施行されたときに、面会交流を要求する方が、増えるのではないかと考えていますので、必要な支援はできるように、計画の中にしっかり盛り込んでいただければと思います。

井加田委員 私からは、介護人材の処遇改善と人材確保等に関して質問させていただきます。

まず1点目に、介護報酬の改定に伴いまして、全国的に訪問介護事業所等が倒産をする、あるいは廃業をする件数が過去最多となっていると報道されていますが、県内の介護事業所の経営にどう影響しているのか、また、運営状況について県としてはどのように把握されているのかお伺いしたいと思います。勝山高齢福祉課長にお願いいたします。

勝山高齢福祉課長 県が指定を行っております介護サービスは約750サービスありまして、そのうち廃止届が提出され

た件数は、今年4月から10月までで12件ございました。同じ期間で過去2年と比較しますと、令和5年は12件、令和4年は4件でございました。

また、今年4月から10月までの廃止件数12件のうち、その理由は人員不足によるものが6件、利用者の減少、経営状況の悪化によるものが2件でございました。この2件のうち1件は、人員不足も理由に挙げておられます。そのほか、運営法人が変更になりまして、旧法人の事業所を廃止したものですとか、サービスの種別が変更となって、旧のサービスは閉じましたが、別のサービスとして変更されて運営しておられるところ、そういったものが5件ございます。

今回の介護報酬改定を踏まえた各事業所の運営状況につきましては、年度途中でもありまして、今のところ十分なデータが得られておりませんが、県としては引き続きその状況を注視してまいりたいと考えております。

井加田委員 令和5年も10件以上ということで、今おっしゃったような介護人材の人手不足は廃止の背景に大きくあるのかなど、それに今回の報酬改定が、とりわけ訪問介護事業の収入に与えた影響も背景として考えられるんじゃないかなと思っています。人手不足を解消するという意味で、介護職員の低い賃金を改善する、いわゆる処遇改善も介護報酬改定の中で示されておるんですけれども、例えば県内の介護事業所は、特養とか介護老人保健施設の施設サービスとか、通所介護、訪問介護などの在宅サービスの部門もあるわけですけれども、こうした事業所の職員の今年度の賃上げの状況についてどのように把握されているか教えていただければと思います。

勝山高齢福祉課長 令和6年度の介護報酬の改定では、介護サービス全体で1.59%のプラス改定となったほか、処遇改

善加算の一本化及び加算率の引上げが行われております。令和6年6月現在の県内事業所の処遇改善加算の取得率は9割となっております。この処遇改善加算につきましては、その全額を介護職員等の賃金の改善に充てるということにされておりました、県では国の通知に基づきまして、毎年7月末までに前年度の処遇改善加算の実績報告を事業所に求めております。そういうこともありまして、今年度分の介護報酬改定後の処遇改善加算が賃金改善に充てられているかについては、来年度の7月以降に確認を行うということになります。

井加田委員 はい、分かりました。そういう意味ではこの処遇改善がなかなか追いつかない中で、やっぱり人員不足はかなり深刻に現場に影を落としているなということ、今後廃業に向けての動きも加速していくのではと心配をしているわけです。一気に解決できる問題ではないのかもしれないですけども、併せて介護事業所の運営への支援として、光熱費とかガス代とか燃料費などの物価高騰への支援についても、これまで県としてどのように取り組んでこられたか、紹介をいただきたいと思っております。

勝山高齢福祉課長 これまで県では、光熱費、燃料費など物価高騰の影響への支援につきましては、国の総合経済対策等に基づきまして、各施設、事業所で必要な電気・ガス代等に対して支援を行ってきております。そういうこともございまして、先週金曜日、22日には新たな総合経済対策が閣議決定されたところでもございまして、またその内容を踏まえて今後とも必要な支援に努めてまいりたいと考えております。

井加田委員 経済的な支援については今後も何らかの措置がされるということも承知しておりますけれども、前提に大きな介護報酬の改定というものの影響もある中で、介護職

員の処遇はなかなか上がらないなというのが実感だと思っています。

今、少子高齢化で人口減少も踏まえていろいろ対策が練られていますけれども、高齢者数の増加に伴って、要介護の認定者数も増えるということは十分考えられるわけです。現状の介護人材不足についてはさらに厳しさを増すということも想定されます。そういう意味で言えば、やっぱり介護人材の確保についてはかなり急ぐ課題ではないかなと認識しております。

そこで、今後必要となる介護職員数の見込みや要介護の認定者数、それから、見込まれる介護サービス事業など、介護需要の将来推計、そしてまた、介護サービスの質の確保に向けて、県として早い段階から検討されなければいけないと思うんですけれども、どのように取り組まれていくのか、少し方向性についてお示しいただければと思います。

鷲本厚生企画課長 厚生労働省の介護サービス施設事業所調査によりますと、県内で働く介護職員数の推計値は平成30年度の約1万8,800人に対し、直近のデータでは令和4年度で約1万9,300人となっております。介護需要を反映し、一定数増加しているという状況でございます。一方、離職者数、前年の介護職員数に離職率を乗じて算出しているものですが、平成30年度の約2,200人に対して約2,400人に増加。介護職員事業所間の転職者数を控除しました新規入職者数というものが、平成30年度の約2,000人に対し、約1,300人に減少しております。また、本県の第9期介護保険事業支援計画では2026年の介護職員の必要数を約2万2,500人としており、需要の伸びが続く中で、介護人材の確保、定着の一層の取組が重要であると認識しております。

県では、多様な人材の確保に向けて、令和6年度においては介護の仕事の魅力発信を行う市町村への支援、高校生

を対象とした有償インターンシップの実施、元気な高齢者による介護助手の導入促進や就労マッチングの支援、外国人介護職員のマッチングから定着までの一体的なサポート体制の構築などに取り組んでおります。

あわせて、とやま介護テクノロジー普及・推進センターの機能を拡充したほか、介護ロボットやICT等のテクノロジー機器の導入に係る支援など、介護現場のDX化を通じた介護現場の生産性向上や働きやすく魅力ある職場づくりを進め、総合的な介護人材の確保、定着に取り組んでまいりたいと考えております。

井加田委員 今ほど示していただいたいわゆる離職者数の推移と、新規入職者、転職も含めて数字で見る限り、令和4年の実態で言えば、全体的にこれから辞める人も多くなるんじゃないかなとお聞きしていました。

そういう意味では、魅力ある職業ということで、なっただく人を増やさんなんわけですから、様々な取組で介護現場を支える皆さんに仕事を継続していただいて、質の高い介護サービスを提供していただける、そういう体制ができることを目標に、しっかり取組を進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

奥野委員 私からは、さきの11月20日に提示をされました「こどもの権利に関する条例（仮称）」の素案について質問をしたいと思っております。

これまでもこの条例に関しては質問したこともありますが、改めて今回素案が上がってきたということで、これは本当に評価をしたいと思っております。たしか自民党議員会の中で子どもPTを立ち上げて、いろんな提言をさせていただいたときにも、このこどもの権利条例をぜひつくるべきだという提言を盛り込んでいたと記憶しております。ちょっと時間はかかりましたけれども、ここまでたど

り着いたのは本当に1つほっとしているところです。

この素案、目を通しました。そこで、幾つか気になる点がありますので質問をいたします。質問に先立ちまして、ひとつまたこれは御検討いただきたいということで少し指摘をしますけれども、この素案の前文の6段落目——前文はとても大事なところだと思うんです。その6段落目ですが、「特に富山県には四季折々の豊かで美しい自然環境と家族や地域のつながりを大切にす県民性があり、県民一人一人が、こどもは周りの人たちに愛され、信頼されることにより、自分に自信を持ち、安心して健やかに育つことができるという認識の下、こどもが安心して暮らせる、また、思い描いた生活や夢を実現できる、さらに、郷土の先人から受け継がれたふるさと富山を将来の世代に引き継いでいくという思いを持ち続けることが大切です」と書いてあるんですね。

これ、ぱっと耳で聞いたり、ぱっと初見で見て、主語と述語、誰がどこに係っているのというのが大変分かりにくいわけです。別に重箱の隅をつつくわけじゃないけれども、大体、今、読み上げたものは204字あるんですね。204字の中に句点が1個もないんです。なので、こういうのは行政文書ではよくあるんですけれども、やっぱり子供の権利に関する条例で、子供が主体になるんですよね。そうしたら、やっぱり子供が見てもというか、そんな平坦な言葉をどこまで使うかというのは1つありますけれども、やっぱりぱっと見て分かりやすい文章を使ってほしいなと思います。具体的な指摘はこれだけにしておきますけれども、一旦そういう視点で読み直してみしてほしいなと思います。

ただ、私は、これはよく読めば県民一人一人がこんな思いを持ち続けることが大事なんですよと書いてあるのは分かるんですよ。分かるんですけれども、その表現とか文章

のつくり方というのは一考いただきたいと思います。これは私の意見です。

以下、質問に入ります。

この素案の中で第4条、ここに、子供にとって大切な権利などについて書いてあります。その中の(3)は幾つか書いてありますけれども、「こどもが自ら気軽に相談して、適切な支援を受けることができる」、こんなような文言が入っているんですね。さらに、第13条においても、相談支援体制の充実というのを盛り込んでいらっしゃる、そういう中身になっています。子供が気軽に相談できる相談先はどこを想定しているんだらうかとか、どのように相談機能を強化しようとしているのか、こういうのは大事だと思っています。

子供が相談しやすい窓口とか環境というのは、どういうところだと想定してこの素案をつくっているのか稲垣課長に伺いたいと思います。

稲垣 こども家庭室課長 こどもの権利に関する条例（仮称）でございますが、その素案の第4条第1項第3号や第13条では、子供の相談先として、来年4月にC i C 5階に開設予定の富山県こども総合サポートプラザを想定しております。

また、子供が相談しやすい窓口や環境につきましても、それぞれの悩みをどこに相談すればよいか窓口が明確であることや、悩みの解決に向けて的確に対応できる専門性があること、子供だけでも相談できるよう、公共交通機関を活用できる場所にあること、本人や相談に関する秘密が守られることなどによりまして、相談することに対するハードルを下げて、子供が自ら安心して気軽に相談できることが必要であると考えております。

こうしたことから、富山県こども総合サポートプラザで

は、子供が自ら相談に来所することも想定しまして、不登校やいじめ、非行、ニート、ひきこもりなど子供に関する幅広い相談にワンストップで対応しますとともに、相談の初動の段階から4つの相談機関の専門職員が連携して個室で相談を行うなどプライバシーにも十分配慮して、一人ひとりの子供に寄り添ったきめ細かな相談支援を行ってまいります。

奥野委員 たしかそのこども総合サポートプラザの場所を考
えるときにも、子供たちが自分で行けるとか、相談に飛び
込むみたいなことも考えて、やっぱり利便性のいい場所が
いいよねという議論をしていたかと思います。ですので、
私はまず、今答弁いただいたように、C i C 5階が子供た
ちが自ら足を運んでいろんな相談ができる、しかも、一元
的に相談に乗ってもらえるという場所になることをとても
期待しています。

今までの、例えば富山児童相談所だと、子供が自ら来る
というのが大体、年に2件か3件かあるかどうかみたいな
話を聞いていました。今回、こうやって条例をつくって、
そういう相談機関、窓口を強化するということであります
ので、子供たちが相談に来やすい雰囲気をつくるとか、開
かれた場所にする。開かれた場所だけれども、秘密の保持
が必要だし、いろいろ準備というのも、大人目線だけで
はなくて、子供たちが足を運ぶとしたら、どうだろうか
というところもしっかり準備を進めていただきたいと思います。

次に、第18条、19条について伺いたいと思います。18条
にはこども支援委員会の設置が盛り込まれておりますし、
第19条には権利侵害の救済というのが盛り込まれています。
今回のこの条例の中身というのはどれも大事な視点なんだ
と思っていますし、どれも重要なんですけれども、私は今

回この素案を見たときに、この子供の権利侵害の救済という仕組みが盛り込まれているというのがとても大事だと思います。

これまでも、こういう救済のための仕組みをどうするかというのはいろんなところで言及がされてきましたし、私も自民党本部でこども家庭庁創設のためにチルドレンファーストの勉強会というのをやっています、これは国会議員と地方議員の有志でつくっていたんですけれども、この時の提言書にも、いわゆる子どもコミッショナー機能をしつかりと、国もそうだし、全国でもつくるべきだというような提言を盛り込んだ記憶があります。ですので、この部分についても今回、素案で言及があることも、これまたとても評価をしています。

この中で、その委員会、こども支援委員会に救済の申出があった場合には調査、審議をして、その結果と理由をその申出者に通知しなければならないということが書かれていますし、調査審議に当たっては、学校関係者など、その他の関係者に資料の提出や説明を求めることができるというふうに書かれています。

これは、基本的にはこの委員会に申出があったら、全部調査しますよと、審議しますよということなんだと受け止めているんですけれども、その際にやっぱり大事なものは、子どもコミッショナーの仕組みに基づいて、行政から独立した立場で調査、審議をして、さらに勧告ができるというような組織でなければならないと思っています。やっぱりこれが身内の中の組織だと不十分ではないかなと。それであれば、今までとそんな変わらないと思うんです。

なので、しっかり独立機関として調査できる権限を持たなくてはならないと思いますし、その際には学校とか児童養護施設とか一時保護所とか少年院とか、部外者が実情を

つかみにくい、外から把握しにくいような子供に関わる施設はすべからず調査する権限を持たせなければならないだろうと思っています。どんな権限を持たせようというふうに考えているのか、池田課長に伺います。

池田こども政策課長 子どもコミッショナーとは、子供の権利を保障するため、行政から独立した立場で調査などを行う第三者機関のことをいうと承知しております。こどもの権利に関する条例（仮称）でございますが、その素案では、子供の権利侵害に関する事項について調査、審議する機関として、仮称ですが、こども支援委員会を設置しまして、権利侵害を受けた子供、または当該子供の保護者から申出がある場合や、申出がない場合においても、委員会において権利侵害があると認められるときは、その事案について調査、審議できることとしており、委員会の独立性は担保されていると考えております。

また、調査、審議に当たり、委員会は学校や児童養護施設などの関係者から資料の提出や説明を求めることができ、法令に基づく救済制度が存する場合などを除きまして、学校や児童養護施設における子供の権利侵害の事案も対象となることとしております。

奥野委員 第三者機関としてしっかり担保しますという答弁だったと思います。よろしくお願いします。

それで、続いて、この委員会で調査、審議をした結果、救済が必要と認められた場合には、知事または教育委員会に対し勧告できるとありまして、さらに県の機関以外には、権利侵害が行われないよう措置するように要望するという書きぶりになっています。

行政用語として、勧告と要望とで何がどこまで権限が違うんだという話がありますけれども、何となくこれを見てみると、この県の機関に対しては知事や教育委員会に対し、

いわゆる是正勧告のようにある程度強い行動を促すという
ようなことになるんだろうと思いますが、県の所管以外に
は要望という書きぶりになっている。わざわざ言葉を変え
ているということは、県の所管かそれ以外かで多少介入の
度合いを変える意図があるんだろうと、そういう言葉選び
なのではないかなと受け取れるわけです。

なのですが、この第三者機関、こども支援委員会という
のが、恐らく各市町村に設けられるということではなくて、
県が県下全体の申出を一元的に受け止めて、調査、審議し
ますよと。それに対する対応をここでは勧告とか要望とな
っていますけれども、行動しなさいよというふうに促すと
いうことだと思っんです。

とするならば、県の所管かそうでないかということでは
なくて、これは調査結果に対して必要とあれば、すべから
ずどんな機関に対しても同じように是正勧告をすべきでな
いのかと私は思います。特に第三者機関としてこういうも
のをわざわざ条例を基に設置して対応するわけですから、
私はもう県内全ての子供たち、どんな機関であれ、県であ
れ、権利侵害があったと認められる子供は全部ここが救済
するんだと、そういう強い意志と覚悟が必要なんじゃない
かなと思っています。

私は県だから、市町村だからとか、どんな施設だからと
か関係なく、そういう所管を超えて、子供を救済するとい
うこの1点に重きを置いて権限を持たせるべきでないかな
と思います。所見を伺います。

池田こども政策課長 こどもの権利に関する条例（仮称）の
素案では、こども支援委員会が権利侵害に関する事案につ
いて調査、審議した結果、必要があると認めるときは、知
事または教育委員会に対し、権利侵害が行われないよう
にするために必要な措置を講ずること、また、県の機関以外

の関係者に対しては必要な措置を講ずるよう、要望その他の行為を行うことについて勧告することができることとしております。

本県に先行して同様の委員会を設置している県におきましては、委員会が県の機関以外に直接勧告することができるとしているところはございませんが、御指摘を踏まえ、本県における対応について検討してまいりたいと考えております。

奥野委員 ぜひお願いしたいと思います。先行している県は、私も拝見しました。長野、山梨、秋田、埼玉と4県と聞いていますけれども、人口規模とか地域要件とかを考えると、富山県はコンパクトなので、やっぱり県で1つ、まずは設置をするということなのでないかと思うんですね。ほかの県で、県以外の所管のところに強くアプローチしているところはないかもしれないけれども、富山県においてはこの1か所でいいのであれば、そういう所管の問題ではないと思います。

何でこれがすごく気になるかというのと、例えばいじめとかの重大事態の発生が多く見受けられるのは小中学校ですよ。市町村の所管の部分が大きいですが、重大事態と認められるか、認められないかも含め、もしくは重大事態と認められた後の対応について再調査を求めるといような申出が県内でもありますし、他県でもいじめに対する再調査がたくさん起きています。ただ、それが全て当事者やその申し出ている保護者の申出どおりに調査されるかというのと、されていないわけですよ。

大体その自治体や教育委員会や学校の中だけでどうするかということではなくて、きつとこういうところに申出があれば、ここが客観的な視点で調査、審議をするということも想定されると思うんです。それは単純にいじめの有無

についての再調査とかそういうことではなくて、その申出があつてからの行政手続として対応が正しかったのかどうか、そういうことも当然考えられるわけです。それが問題になっているのがまさに富山市の例だと思つていますがけれども、私は所管関係なく、1か所しっかりと子供の立ち位置でこういう調査ができるのであればいいなと思つたので、よく考えていただきたいなと思つています。

続いて、必要とあれば勧告ができるということになりますが、勧告を受けた機関がその後どんなふうに救済措置を行ったのかということのフィードバックが必要なんじゃないかと思つています。委員会は勧告をするのだから、勧告を受けたところが勧告を受けてこのように対応しましたというのをまた委員会に報告すべきだと思つています。

ただ、今のこの素案の書きぶりでは、知事が、例えば勧告を受けたときにはこれを尊重しなければならないということだけが書いてあつて、尊重した結果、どうしたのかとか、知事以外の、例えば教育委員会や、もしくは私は県の所管以外にも勧告を求めていますけれども、この書きぶりでは要望になっていますが、そういうことを伝えたときに、その伝えられた機関がどうしたのかということの報告を求めるようなものはここには書いていないわけです。

勧告後にどのように改善したのかというのが分からなければ、せっかくこういう機関をつくるのに、言いつ放しみたいになつてしまつてはとてももったいないと思つています。それに、救済措置が本当に行われたのかどうかという実効性をどうやって担保するのか、この機関の意義みたいなものにも関わつてくると思つるので、私はフィードバックする、どういうふうに改善したのか報告をする義務をここに書き足すべきではないかと思つています。所見を伺います。

池田 こども政策課長 こどもの権利に関する条例（仮称）の

素案では、今ほど委員からもお話がありましたとおり、知事または教育委員会は、こども支援委員会から勧告を受けたときは、尊重しなければならないとしております。素案では、勧告に対してどのような措置を講じたか報告を求める規定はございませんが、本県に先行して同様の委員会を設けた県におきましては、条例や規則で報告を求める規定を設けているところもございます。

勧告に対する措置状況を委員会が把握することは大変重要なことと考えておりますので、本県でもそのような規定を設ける方向で検討を進めてまいりたいと考えております。

奥野委員 ぜひそうしていただきたいと思っております。

私は今日の質問では、この委員会がとても重要だと思っているので、より大きな権限を持たせてはどうかという趣旨で聞いております。やっぱりこの委員会に大きな権限を持たせるとするならば、委員の選定というのは十分に注意を払うべき問題だと思っております。どのような職種の方々に、どういう知見を期待して委員を任せたいと思っているのか、この委員会設置までには、条例設置から1年遅らせて準備をしっかりとしてから動かそうと、それはとても大事なことでありますので、そこをせかすつもりは毛頭ありません。考え方としてどういうふうにやっていきたいと思っているのか、どういう方に委員を務めていただきたいと思っているのか、伺っておきたいと思っております。

池田こども政策課長 こどもの権利に関する条例（仮称）でございますが、その素案では、こども支援委員会の委員は子供の権利に関し優れた識見を有する者のうちから5人以内で知事が任命することとされております。子供の権利侵害については、法律、医療、心理など様々な分野の知見を生かして調査、審議することが重要であると考えており、本県に先行して同様の委員会を設置した県でも、法律、医

療、心理、福祉などの学識経験者が委員に就任しているところがございます。委員の人選は大変重要なことと考えており、他県の例も参考にしながら慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

奥野委員 ぜひお願いしたいと思います。職種のバランスも当然大切ですし、また、学識経験者という中であっても、現場のことがちゃんと分かっているとか、もしくは現場の方たちのいろんな、何が起きているかみたいなこともちゃんと把握ができている方であるとか、いろんなバランスを取りながら選んでいただきたいなと思っています。

最後に、これは要望ではありますが、せっかくつくる条例でありますし、冒頭も申し上げましたように、子供が主体になるような条例でありますので、ぜひ広報や周知の仕方とかも考えていただきたいと思います。当然、子供たちが読んで、ああ、自分たちはこうやって守られているんだとか、自分たちの権利はこういうものがあるんだなというのもしっかり分かるようなものを期待したいと思います。

大井委員 私からは3問、富山マラソン2024、熊、猿、鳥獣被害対策、そして、メンタルヘルス、3問質問させていただきます。

まずは、富山マラソン2024についてでございます。今年も11月3日の富山マラソンに参加し、何とか無事完走させていただきました。今回、非常によかったと思っています。そして、RUNNETの評価の総合点を見させていただいても83.6点と、前回よりも大幅に改善されておりました。

寄せられたコメントで私が共感できるものをいくつか紹介させていただきたいと思っています。まずは、昨年と比べるとまだまだなんですけども、スタート時点の21度と、今回も非常に暑かったと。しかし、風があった分、どうにか走れたというようなことをおっしゃっていま

した。そして、どこを走っても沿道の声援が続き、勇気をもたらって走ることができました。新湊大橋はもちろん、様々なところにいい景色があり、よかったですと。あと、石川県から参加させていただきました。今回で4回目です。毎回思いますが、沿道の応援が家族的でありがたいですと。派手ではありませんが、県民の参加意識がすごく感じられて、アットホームな大会ですねという声も頂いております。

また、今回よかったのは、セルフ給水所。記録を狙うランナーには不向きですが、マイカップ持参のランナーが少なかったおかげもあって、常に空いていたので使いやすかったと、マイカップ、ボトルですね。また、直接水をかけて使用するランナーもいて、使い方もそれぞれ、マイカップ持参のランナーが増えれば、また状況が変わるかなというようなことが書いてありました。

あと、フィニッシュ時の荷物の受渡しが昨年よりもスムーズになっていましたという声も寄せられております。あと、私設エイドも今年は多かった気がしますと。地域の皆さんの歓迎ムードが本当によかったですと。あと、前回まですずしのあるエイドを通過するとき、私はまですずしを食べることができなかつたんですが、今年はゴールで渡されることになっていたので食べることができ、非常によかったですと。これは私も共感できました。

あと、知り合いがバスで回収されましたが、係の方がエイドの給食を持ってきてくださって非常によかったですと。ゴール付近の給食引換券みたいなものがあって、いろんな面で改善されているのを実感できましたといううれしい声がたくさん寄せられておりましたが、反省点も何個かありましたので、紹介させていただきます。

エイドの不満が多い大会でしたと。工夫して、もっと食べられるようになってほしいと。また、1人1つという貼

り紙が書いてあって、ほかの大会と比べてしまうと非常に寂しい。また、どうしても金沢マラソンと比較してしまうのですが、富山マラソンはエイドがあまりよくないですと。コースも、後半あまりよくなかったですみたいな声もいただいております。私もその辺は共感するところではございますが、景色を、沿道の応援、楽しく走ることができましたが、やはり後半、田んぼ道が単調だったというのが挙げられますし、あと、応援が少なかったと。寂しかったですし、風が強かったなみたいな、そういう意見もございました。

私は地域の体育協会にも所属しております、富山市ではあるんですけれども、設営側の意見も伺っております。特に富山市の和合付近では、人員配置が少ないと。ランナーにとっては、30キロから35キロの区間が精神的にもつらいという声が上がっている中で、設営関係者の30キロから35キロ地点のボランティアの待機時間も長くて、負担が大きいという声も寄せられております。

また、災害の影響等々によって今回コースの変更もございましたので、そちらの結果はどうだったのか。救急車で病院への搬送、フィニッシュ地点や富山駅で開催されたイベントの盛り上がりについてはどうだったのか。堺スポーツ振興課課長にお伺いたします。

堺スポーツ振興課課長 今月3日に開催しました富山マラソン2024には、県内外から1万4,627人に御参加いただき、特にフルマラソンの出走者は過去最高の1万3,589人となりました。秋晴れの下、フィニッシュ地点の気温が最高で23度、また、やや強めながら適度な風が吹くなど、昨年よりも走りやすい気象環境となりまして、完走者も1万2,982人と最多を記録し、また、病院への搬送者数は昨年の15人から8人に減少したところでございます。

御質問の昨年からの改善点についてでございますが、まず昨年は高温の気象環境となりまして、水と紙コップが不足したところでございます。今回は委員もおっしゃったように十分な数量を確保するとともに、セルフ給水とかぶり水のエリアを設置いたしました。給食の面では、不足が生じないよう、各給水所やフィニッシュ会場で出走者数と同程度の数を準備し、かつ、ますずしや富山の銘菓等人気が高い、富山ならではの食品を用意させていただきました。

また、先ほど応援が少ないというところをお聞きしましたが、新たな取組としまして、ゴールまで約10キロメートルの田園地帯、こちら、和合中学校の近くの交差点でございますが、約300名のハイタッチ応援隊、この方々を募集、そして、来ていただきまして、ランナーを後押しするなど、「今、ともに、前へ。」との大会メッセージの下、ランナーと一緒に元気な富山県をアピールすることができました。

また、地震による道路損壊で今回、新湊漁港周辺で迂回コースを設定いたしました。ランナーの皆さんからは問題なく走行いただけたという声も聞かれておりますし、復興に向けたさなかにもかかわらず大会を開催できたことへの感謝の声も聞かれたところでございます。

また、フィニッシュ地点周辺でのイベントでございますが、ブルバール広場の北側のほうでマラソンの表彰式を開催しまして、さらにこの広場の富山駅寄りでは富山青年会議所などで構成するまちめぐり実行委員会による飲食ブースやステージイベントが展開されました。駅へ向かうランナーも多数参加し、来場者数が1万4,000人を超え、長時間にわたりにぎわいが続いたと主催者からも伺っております。

こうしたことから、先ほど御紹介があったところでございますが、全国の大会情報や評価の提供サイトでございます

すRUNNETの評価点数が今回は83.6点と、昨年から20点近く上がりまして、大変うれしく感じておるところでございます。しかしながら、委員も今おっしゃいましたように、そういったボランティアの参加していただく条件ですとか、あるいは参加者が増えますと、さらなる安全性というものが求められると考えておりますので、来年の大会に向けて引き続き市町村や関係団体等と連携を密にして、ランナーの皆さんの一層の満足度の向上を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

大井委員 私も非常に改善されていたなと思っております。ランナーや地域住民からも非常によかったという声を聞いておりますし、最後、フィニッシュ地点のにぎわいも、盛り上がってきたなと本当に感じております。どうしても金沢マラソンと比較されるというところがありますので、それも含めてエイドの改善、あと、和合付近の300人のハイタッチは私も経験させていただきましたが、待ち時間が非常に長いという声もいただいておりますので、ボランティアの皆さんの負担軽減も併せて考慮していただければなと思っております。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

鳥獣被害防止対策についてでございます。昨年、熊の出没が過去最多を記録いたしました。各地で被害が相次ぎました。今年、私の地元の岩瀬の付近なんですけど、四方のほうで神通川から下りてきた熊が八重津浜に現れたと連絡がありました。たまたま衆議院の選挙をやっていたときで、皆さんが集まっているさなか、熊が出たぞということで大騒ぎとなりました。

そこで、今年の熊の出没状況について、これまでの確認件数や発生場所を含めて、どのような傾向があるのか。熊による人身被害の状況はどうなっているか。また、被害の

発生防止に向けた具体的な対策は取られているのか。上田自然保護課長にお伺いいたします。

上田自然保護課長 まず、今年の熊の出没状況につきましては、本日11月25日時点で321件と、昨年同期611件に比べて減少はしております。今年の出没傾向といたしましては、8月までの出没件数が225件と例年を大きく上回っておりますけれども、熊の出没が増える秋の出没件数が昨年と比べて大きく減少しております。これは奥山とか里山の堅果類、ドングリの作柄が比較的よかったことも一因と考えております。

また、熊による人身被害につきましては、昨年は7件9名、うち1名がお亡くなりになるという大変深刻な被害でございました。今年につきましては、これまでのところ6月に1件1名の被害が発生しております。ただ、昨年は11月にも人身被害が発生しておりますこと、また、報道等にありますとおり、一部地域では人家周辺でも目撃、痕跡情報が相次いでおりますことから、まだまだ警戒が必要な状況と考えております。

引き続き市町村、警察、関係団体の皆様と緊密に連携いたしまして、県民の皆様への注意喚起、啓発広報、また、熊を誘引しない環境整備、そういったことに取り組みまして、人身被害の防止に万全を期してまいりたいと考えております。

大井委員 今年の熊の件数は非常に少ないということでお伺いいたしました。しかしながら、何があるか分からないので、引き続き住民の方たちの声をしっかり聞いて、対策していただきたいなと思っております。例えばドローンを飛ばして監視活動を行うなどの先進的な取組や、熊用電気柵を設置していただくなど、新たな取組も検討していただきたいなと思っております。また、えさの状況も含めて引き

続き確認をお願いします。

次に、ニホンザルの状況についてお伺いいたします。先日、自民党富山県連で政調会における富山ブロックの意見交換会があり、大山地区や大沢野のほうで、ニホンザルによる被害が多いという声が上がっておりました。今年は特に出沒が多く、被害も拡大していると聞いております。今年のニホンザルの出沒状況について、確認されている発生件数や主な被害地域についてお伺いいたしたいと思えます。また、今年は大山地区の福沢小学校でふん尿被害によりプールが使用できないということもございました。被害防止策についてもどのように講じているか、上田自然保護課長にお伺いしたいと思えます。

上田自然保護課長 まず、県内のニホンザルの出沒状況でございしますが、傾向といたしまして、令和元年度を目撃件数は101件でございましたが、近年、おっしゃるとおり急増しておりまして、昨年、令和5年度は594件となっております。今年度はまだ途中の数字でございしますが、現時点で160件となっております。ただ、地域によっては既に昨年度を上回っているところもあると報告がございました。

ニホンザルによる被害といたしましては、いわゆる商用作物の農業被害額は、ピーク時が平成16年の約4,700万円に比べまして、近年は150万円から350万円という規模で推移しておりますが、家庭菜園での食害とか人に対する威嚇など、人家周辺での生活環境への被害件数は令和元年度が56件、そして、令和5年度になりますと368件と大幅に増加しております。今年度は、こちら現時点の数字でございしますが、82件の被害が発生しておりまして、その中には、登下校中の児童生徒が威嚇されるといった人身被害につながるおそれがある事例も発生しているところでございます。

ニホンザルの対策につきましては、追い払いや電気柵の

設置など被害防除、そして、誘引物の除去などの生息環境管理、さらに、加害個体の駆除、群れの頭数調整など個体群管理という3つの施策を総合的に実施しております。副委員長からもございましたが、被害が拡大する中で、市町の担当者や地域の住民の方々からは、もっと捕獲してほしいと。そして、群れの規模に応じて設定しております捕獲上限数をもっと増やしてほしいという意見をいただいているところがございます。

このため、県では今年度、特に大きな被害を起こしている群れを対象としまして、群れの正確な個体数の調査を実施して、調査の結果を速やかに捕獲上限数に反映することとしております。既に調査の過程において推定個体数を大きく上回っているという群れの存在も判明しておりまして、今後、捕獲上限数を増やすなどの適切な個体数管理によりまして、被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

大井委員 やはり教育施設等に被害が出るのは非常に深刻だなと思っておりますので、子供たちの安全安心を確保するためにもしっかりとやっていただきたいなと思っております。

また、必要個体数を見るために、ある程度予算を講じていただきまして、監視カメラやドローンも使って実態をまぜしっかりと把握していただきたいなと思っております。ぜひとも対策を講じていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、次に若年層のメンタルヘルス支援体制等についてお伺いいたします。

富山県は精神疾患による通院患者数が、2022年3月現在ではありますが、7,407人で、そのうち気分障害、感情障害が37.1%を占めております。富山県における精神病入院患者数は全国平均の100万人あたり19人を上回る29人と非常

に高い状況であります。そして、コロナ禍における精神疾患の増加率は全国でトップでありました。

若い人たちのメンタルヘルスが十分に支援されていないのではないかという声が度々私の耳に入ります。特に若い世代の人たちは、心や体の不調を感じた際の相談窓口を見つけれないという声が上がってきております。思春期は子供の成長過程において様々な種類の精神疾患にかかりやすい年代でございます。心身の変化が大きい上に、受験をはじめとする様々なストレスがかかりやすい環境で発生することが多いというふうに感じておりますので、これからの社会を担う若い人たちの環境整備が必要だと感じております。

そこで、若年層における心の相談やひきこもり支援の現状について、具体的な取組状況を教えてください。また、心の健康センターをはじめとした相談窓口の設置状況や利用状況について、若年層やその家族にどの程度周知されているか、そして、情報発信の強化についてどのように取り組んでいくか、お伺いしたいと思います。併せて、ひきこもり状態の若年層が緊急的に精神科医療を受診する必要がある場合の緊急体制がどのように整備されているか、特に本人や家族が利用しやすい支援体制の整備について問題がないかをお伺いしたいと思います。石崎健康課長の所見をお伺いします。

石崎健康課長 心の健康に関する窓口につきましては、国、県、市町村がそれぞれ設置しております。本県においても心の健康センターや厚生センターによる相談、それに加えて、富山県こころの電話を開設いたしまして、24時間365日相談に対応しているところでございます。

また、ひきこもりの状態で精神症状による生命の危機が迫る方の対応につきましては、精神科救急情報センターを

設置いたしまして、24時間体制で緊急の電話相談を行うとともに、緊急時の初動体制に当たる消防や警察とも連携して、速やかに医療機関に受診されるよう努めているところでございます。

また、当事者の方が相談の窓口になかなかたどり着けないというお話がございましたが、県のホームページや県の公式LINEに情報を掲載するとともに、検索連動型の広告を活用し案内を実施しまして、例えばグーグルの検索で「死にたい」などの言葉を検索された場合には県の自殺対策ホームページが表示されるようにするといったこともやっております。

利用状況につきましては、心の健康センターにございますひきこもり地域支援センターに78名の方が相談されており、そのうちの41人が中学生から29歳までの方となっております。

今後ともひきこもり支援など、必要な方に手が届くよう関係機関と連携いたしまして、対策を進めてまいりたいと考えております。

大井委員 分かりました。私の耳には、窓口を知らない、相談しづらい等々、声が上がってきております。やはりSNSを使って、若年層の人たちが検索しやすいようにしていただきたいなど。また、オンライン相談窓口等あれば、なお相談しやすい環境になるのかなと思っておりますので、またよろしく願いいたします。これから非常に大切な分野でございますので、しっかりとお願いいたします。

澤崎委員長 ほかにありませんか。——ないようでありますので、これをもって質疑・質問を終わります。

2 陳情の審査

澤崎委員長 次に、陳情の審査に入りますが、今回は付託されておられませんので、御了承願います。

以上で付議事項についての審査は終わります。

この際、ほかに何か御意見等がございますか。——ないようでありますので、これをもって委員会を閉会いたします。